

令和５年度第１回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和５年９月２５日（月）

１５：００～１６：１５

場所 エスポワールいわて ３階 特別ホール

令和5年度第1回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和5年9月25日(月) 15:00～16:15

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 小山映子 委員

西川温子 委員 和田健一郎 委員 天間正継 委員

室井麗子 委員 鷹觜文昭 委員 根内純 委員

〔県〕

熊谷ふるさと振興部長 菅原副部長兼ふるさと振興企画室長

本多学事振興課総括課長 高橋私学振興担当課長 本正特命課長

吉田主任主査 山崎主任 佐藤主事 内藤主事

4 欠席者

高橋 聡 委員

5 署名委員

鷹觜文昭 委員 根内純 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○本多学事振興課総括課長

ただいまから、令和5年度第1回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私は学事振興課総括課長の本多と申します。

議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○本多学事振興課総括課長

まず委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は高橋委員が御欠席と報告をいただいております。

また、和田委員につきましては、遅れているところでございます。

委員10名中、開会時点で8名御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして、熊谷ふるさと振興部長から御挨拶申し上げます。

3 挨 拶

○熊谷ふるさと振興部長

ふるさと振興部の熊谷でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

第1回岩手県私立学校審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日をもちまして、感染症法上の5類感染症に移行したところでありますが、学校現場の皆様におかれましては、コロナ禍にあっても、児童生徒の学びを止めることなく、学習機会を確保し、適切に対策を講じられてきたことに対しまして、改めて御礼申し上げます。

5類移行後におきましても、引き続き地域や学校の実情に応じた感染対策を行いつつ、学校教育のデジタル化など、コロナ禍で生み出された多様な教育の工夫を取り入れながら、学習環境や教育内容の充実を図っていただくよう、必要な支援を行って参る考えでございます。

県では、本年3月に策定いたしましたいわて県民計画第2期アクションプランにおきまして、多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実を掲げ、各学校の建学の精神などに基づく特色ある教育への支援等を通じて、私学教育の充実に向けて取り組んで参りますので、委員の皆様には引き続き、本県の私学振興に対しまして、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会におきましては、学校の収容定員に係る学則変更認可1件及び専修学校の目的変更認可3件について、御審議いただくこととしてございます。

委員の皆様には専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の言葉といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○本多学事振興課総括課長

では、続きまして議事に入ります前に、本年4月1日付で、県の人事異動がございましたので、私の方から新たに転入した職員のみ、御紹介申し上げます。

まず、菅原健司副部長兼ふるさと振興企画室長でございます。

続いて、高橋英光学事振興課私学振興担当課長でございます。

同じく、吉田主任主査でございます。

私は、学事振興課総括課長の本多牧人と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 事

○本多学事振興課総括課長

これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定によりまして、菅野会長の方をお願いしたいと思います。

（1）議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

では、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。

議席番号7番の鷹觜委員さんと、議席番号9番の根内委員さんをお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野会長

次に、諮問事項の審議に入ります前に、当審議会の会議の公開についてお諮りをいたしたいと存じます。

皆様御案内の通り、審議会につきましては、原則公開することとされておりますし、本日の案件について、非公開とする内容は含まれていないと存じますので、原則通り公開することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がなければそうさせていただきます。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、後日、県のホームページ等に掲載されますので、予め御了承いただければと思います。

（２）諮問事項の審議

議案第１号 学校の収容定員に係る学則変更認可について 学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市）

○菅野会長

それでは、早速諮問事項の審議に入らせていただきます。

議案第１号 学校の収容定員に係る学則変更認可について、審議させていただきます。

議案第１号について、事務局から説明をお願いいたします。

○本正特命課長

学事振興課、本正と申します。

議案第１号について御説明いたします。

学校法人盛岡誠桜学園が設置する盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可について、でございます。

内容の説明に入る前に、本年３月２７日に開催されました令和４年度第３回私立学校審議会におきまして、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画について御協議をいただいた結果、了承しないとの御意見をいただきましたので、その後の県の対応について御報告いたします。

お手元の報告事項資料、資料 No. ２の令和５年度第１回岩手県私立学校審議会報告事項資料の１ページを御覧願います。

報告事項１の４、高等学校の収容定員変更計画についてでございます。

県といたしましては、当審議会の御意見を踏まえて、資料の通り、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画を了承しないことを決定し、令和５年３月２９日付で、学校法人盛岡誠桜学園に通知をいたしました。

了承しないとした理由は資料に記載の通りでございますが、

- １．校舎の耐震改修事業の工事の実施可能性が不透明なため、収容定員を増員するにあたり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第１２条に適合しないと考えられるため。
- ２．岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないため。
- ３．収容定員変更計画書中、当該収容定員変更に係る理事会及び評議員会の決議録の提出がなく、提出を求めたにもかかわらず、期限までに提出されなかったことから、書類に不備があると考えられること。

以上の通り、収容定員変更計画を了承しないこととしたところですが、学校法人盛岡誠桜学園から、その後、本年７月１９日に、盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請書が提出されたことから、本日、認可の可否について御意見をいただこうとするもの

でございます。

資料は、お手元の資料 No. 1 にお戻りいただきたいと思います。資料 No. 1 の審議会資料の 3 ページを御覧願います。

収容定員変更の内容であります。計画段階と同じく、普通科の定員を 333 人から 480 人へ 147 人増員し、商業科及び家政科について、それぞれ 111 人から 120 人へ 9 人ずつ増員するものであり、合計で 675 人から 840 人へ 165 人の定員増を行おうとするものであります。学級数は全体で 3 学級の増となるものであります。

変更の時期ですが、令和 6 年 4 月 1 日となっております。

変更の理由ですが、要約して説明させていただきますと、盛岡誠桜高校の入学定員は、昭和 61 年度までは 225 人であり、昭和 62 年度から、平成 2 年度までは 315 人まで定員増が認められていたが、平成 3 年度には再び 225 人に減員している。

その後、しばらくは入学者が定員を超えない時期が多かったが、平成 25 年度から男女共学化、校名変更、部活動の強化、進学指導の強化を行ったことに伴い、受験者数が増加している。入学者も平成 29 年度からの 4 年間は定員をオーバーしている。

本校一本受験である推薦入試が年々増えており、独自の特色を出していることへの評価であると思われる。

令和 2 年度入試は推薦受験だけとし、併願受験を実施しなかった。

本校としては、単純に定員増を求めるのではなく、定員を回復して欲しい旨の申請である。

男女共学、特色を評価されて、受験生数が増えたならば定員回復を認めるべきである。

以上が、定員増の理由でございます。

なお、昭和 62 年度から平成 2 年度まで、定員増を認められており、この定員回復を求めるものであるということにつきましては、この時期は生徒急増期のため、公・私立高校ともに入学定員を増やしていた時期にあたります。

私立高校については、昭和 61 年度から、平成 2 年度までの期間に限定して、暫定的に定員増を認めていたというものであります。

従って、この暫定的定員増の期間が終了した平成 3 年度には、元の定員に戻ったという経緯がございます。

次に、5 ページを御覧願います。

教員数及び施設の状況であります。

高等学校設置基準は、参考資料の 14 ページを参照願います。

教員数については、現状でも設置基準を満たしておりますが、定員変更後の令和 6 年度には、専任教員を 2 名増員するとのことでございます。

施設については設置基準第 12 条に、一般基準として「高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上、適切なものでなければならない」と規定されていますが、体育館及び特別教室のある第 4 校舎並びに寄宿舎棟については、建築基準法の耐震基準を満たしていない状況にあります。

3 月の審議会で御審議いただいた時の計画書では、耐震改修工事の実施時期が不透明でしたが、今回の申請においては、令和 6 年度から耐震改修工事等を行うとする工程表が、参考資料として申請書に添付されておりました。

一方で、令和 6 年度から耐震改修工事等を行う計画であることから、定員増の時点であ

る令和6年4月1日において、校舎は耐震基準を満たしていないとは言えると考えられます。

また、屋外運動場面積については、設置基準では8,400 m²以上とされているところ、現状では4,915 m²ではありますが、設置基準では、運動場面積について、体育館等の屋内運動施設を備えている場合、その他の教育上支障がない場合はこの限りでないと言われており、盛岡誠桜高校については、体育館が備えられていることから、設置基準に反しているものではないと考えております。

校舎面積は設置基準を充足しており、校舎に備えるべき施設についても、教室等、必要な施設を備えているところです。

収支予算につきましては、令和5年1月に提出のあった盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画と同様の内容となっておりますので、耐震補強工事の予算は計上されていないと思われます。

主なものを説明いたしますと、生徒納付金が令和6年度は約4億1100万円余、令和7年度は約4億3600万円余、

補助金収入が令和6年度は2億5900万円余、令和7年度も2億5900万円余でございまして、主に県の運営費交付金となっております。

その他は資料に掲げる通りとなっております。

以上が計画の概要であります。3月に御審議いただき計画を了承しないとした理由のうち、書類の不備については、今回の申請においては、理事会及び評議員会の決議録は提出されていますので、申請書は形式的には適式なものと考えております。

1点目の耐震改修事業の工事の実施可能性が不透明なため、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第12条に適合しないということについては、収支予算に耐震化の予算の計上はなく、耐震改修工事自体も、令和6年度以降に行うという申請内容であることから、令和6年4月の定員増の時点で、校舎の安全性が担保されていると判断することは難しいと考えております。従って、高等学校設置基準第12条に適合しないと考えております。

校舎の耐震性の問題が解消されていない中で、定員増をすることについて、どう考えるべきか、御意見をいただきたいと考えております。

2点目でございますが、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないということについては、現状に変化がないものと考えております。

お手元の補足説明資料を御覧いただきたいのですが、資料 No. 4 と書いているものでございます。

資料 No. 4 をおめくりいただきまして、1 ページから 3 ページまでに、岩手県の高等学校の入学定員の推移、中学卒業者数及び高校入学者数の推移等について、資料の 4 ページ以降には、本件認可申請に当たって改めて関係機関に意見聴取をした結果を、補足説明資料とさせていただいておりますので、審議の際には御参考としていただきたいと思います。と存じます。

岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向、盛岡地区への志願者の一極集中の状況の中で、公立高校においては、教育の機会均等々の観点から、高等学校の適正な配置に取り組んでいますが、私立学校のその自主性を重んじつつ、公共性を高めるという観点から、定員増をすることについて、どう考えるか、御意見をいただきたいと考えております。

その他、認可の可否について広く御意見をいただきたいと考えております。

説明は以上であります、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。

審議の進め方でございますが、最初にただいまの説明等について御質疑、御質問等をいただいて、その後に、本件の取り扱いについて御意見等をいただく、概ねそういった流れで進めて参りたいと思います。

最初に、ただいまの説明等に対しまして、御質問等があればお願いいたしたいと存じます。

○天間委員

天間と申します。

質問なんですが、資料ナンバー1の5ページ目です。

変更の認可に関する現状と変更後の数字が書かれているかと思うのですが、3月の委員でも私ありましたので、それを見ますと3月の時の資料と、数字が変わっているところが散見されまして、教職員の数に関しましても現状81名で変更は84っていうのが多分3月の時の資料ですけども、今回の資料だと、現状は70で変更が74で10名程度教職員が全体的に減っているというところがあり、数の変更の理由は何だろうっていうことですね。

校舎に関しまして、前回は300平米ぐらい増えるっていう話だったんですけど、今回は、全体の数字もそもそが高くなっているんですけど、現状と変更後が、校舎の平米数に変更がないっていう形で、何かこう変わったのかとか、ちょっとその辺、数字がどう変わったのか等あれば教えてもらえればと思います。

○本正特命課長

1点目の教員数についての御質問でございますが、当初は、認可申請書が来た際に、誠桜高校さんの方の教員数と、それに添付されている教員名簿の免許の状況等が符合しなかったものですから、補正を求めたところ、この数字の提出があったので、今回はこの数字で審議していただくことにしてございます。

それから施設の概要ですけども、これも変更後は令和7年度工事をした時に、このように増えているっていうふうな形の内容については申請書に添付されていたんですけども、令和6年5月1日については、特にそういったものを提出いただかなかったので、要は現状通りということで整理させていただいております。

これは、申請書を受け付けた際に、このように整理させていただいたということでございます。

○菅野会長

その他、御質問等あればお願いいたしたいと存じます。

○小山委員

小山と申します。

前回ちょっと欠席したので、改めてお聞きすることになるのですが、収支予算書の中に耐震化が計上されていないという説明があったんですが、その計上されていない理由というのは何でしょうか。

もう工程表が出ているということは、予算も出てるということですよ。そこまで出ているのであれば。

○菅野会長

よろしくお願いします。

○本正特命課長

申請書の方には、工事のスケジュールというのが記載されておりまして、令和5年4月から12月までですね、実施設計をするというふうに記載がございます。

ですから、恐らくは実施設計が12月に終わってから工事費用が固まるというふうに私は理解いたしましたので、それで現時点では盛岡誠桜高校さんは、こちらの工事費用については計上してこなかったと思われます。

○菅野会長

よろしいですか。

では、鷹觜委員をお願いします。

○鷹觜委員

鷹觜でございます。

以前にですね、耐震工事の計上をする際にですね、誠桜高校さんの方と、それから県の補助金の方の隔たりがあったように私記憶しているんですけども、その辺については、そろそろ予算の要求の時期もあると思うんですけども、合意をしてる形になっているのですか。まだ正式な計画が出てこないの、まだそこまでは吟味してないということなんでしょうか。

○本正特命課長

耐震化工事の工事費についての御質問だと思いますが、国の方の補助制度があって、そこにですね耐震工事の内容とかを申請する形になってはいますが、まだ国の方の耐震工事の補助金申請の計画書提出期限が来てございませんので、現時点で私どもが持っている情報としては、そういった工事の詳細っていうのは、わからない状況です。

先ほどの話を補足すると、まず工事費を出すときに、基本設計っていうのがあって、どんな工法でやるかっていうのを基本設計において決めて、そのあと実施設計っていうのがございまして、それで具体的な工事費をはじいていくということで、誠桜さんの耐震補強、屋内運動場のスケジュールを見ますと、12月いっぱいまで実施設計がかかるということになっていて、その後に補助金申請というスケジュールになってございますので、これから実施設計が終わって、補助金申請の際には、具体的な計画というものが出てくるものと考えてございます。

○菅野会長

他はいかがでございますでしょうか。

(発言なし)

なければ、本案件の取り扱いについての御意見等を頂戴したいと思います。

先ほど事務局から説明のありました通り、本件につきましては、3月27日に開催されました4年度の第3回私立学校審議会において、いわゆる了承しないとの意見を申し上げております。その理由といたしましては、校舎の耐震改修事業の工事の実施可能性が不透明なため、収容定員を増員するにあたり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第12条に適合しないと認められる。それから岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないため。それから、いわゆる形式的な要件でございしますが、理事会及び評議員会の決議書の提出がなかった。先ほどの説明にもございました通り、この3につきましては、充足されているということでございますので、特にその1と2が、前回の審議会において残された課題ではないかと存じます。

したがいまして、この理由を含めて、今取り扱いについての御意見を皆様から頂戴したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小山委員

現状、耐震基準を満たさない校舎があるときに、既存の学生たちが過ごしているところがあると思われるのですが、そこを含めて、今いる学生たちの安全を確保するためにも、耐震基準を満たす校舎にしたいという考えがもしもこちらの施設におありでしたら、やはり補助金だけをあてにして、その耐震基準を満たすということができなくて、どうしても生徒を確保したい、生徒納付金を増やしたい、という考えがおありでしたら、その気持ちもわからなくはないと私は思うんですね。自費でなんとか、補助金だけで耐震基準を満たすのではなく、国の補助金とか県の補助金だけで。ただそれに関して、どうしてもその部分が明確でないと。例えばこちらは収支予算だけがあって、貸借対照表がないので、こちらの学校にどれだけの蓄財があるのかっていうのもわかりませんので、そこはもちろん理事の方々が、健全にちゃんとお金の面では大丈夫だ、いけるって思ってやっているんでしょうけれども、やはりそのためには一番大きい生徒納付金を確保したいっていう気持ちもおありなんではないだろうかということも窺われなくはないですね、当方も私立幼稚園をやっております、園児数がどんどん減ってきて、園児納付金が減ってきている中、やはり早く耐震基準を満たすような施設を作るためには、早く生徒を確保したいっていう気持ちもわからなくはないんですが。

いろんな資料とかの添付書類は整ってはきているのですが、並行してやっていかないと間に合わない部分もあるのかなという心配もあります。耐震基準ですね、今いる学生たちの安全の担保のためにも、そういうのもあるので、もっとう、気持ちというのでしょうか、どうして少子化の時代に定員増やしたいのかというのが、もう少し見えてくると、ただこれはダメ、見合わせる、ではなく、「あ、そういう考えも」っていうふうに、汲み取れる部分もあるのではないかなっていう気がするのですが。

○菅野会長

他に何かございますでしょうか。

○根内委員

根内です。

私も同じで私立幼稚園なんですけれども、安全、耐震、やっぱりそこはすごく心配だなというところですよ。

前回3月は、私は欠席させていただいたんですけれども、その前からずっとこの話がありまして、ずっと継続して話をしていまして、同じようなことで同じような意見を言ったわけなんですけれども。

自分たちの卒園した子供たちがですね、この高校に入っていくかと思うと、ちょっと怖いなっていう形で、やっぱり耐震強度が弱いところで教育をするっていうところかなんかということを見ると、やっぱり最初はそこなのかなっていう、そこをきちんと改修した後に、設備が整ったから、じゃあ子供を集める、生徒を集めるっていうふうな方向になってくるということが、まあ可能性としてあるのかなと思うんですけど、前提の状況でまだそこができていない、施設がきちんと整っていないという状況で、生徒数を増やすっていうのは、私はちょっといかがなものか、まあはっきり言ってしまうと、反対だなと思っています。

あとはやっぱり学校自体ですね、定員数を増やすということになると、一つの学校の中に誰でも入れるっていうふうな形の学校になってしまうと、教育の質もどうなのかなんかということも思っています。私も今、某短期大学部で講師をしているんですけど、だんだん少子化になるとどうしても学生たちの、正直言って質が下がってしまっているところがあって、特に保育の関係の学びをする学校でっていうところで、そういうことを考えると、むやみに、という言い方はちょっと悪いのかもしれないんですけど、ただただ生徒数を増やすっていうのは、どうなのかなんかことはちょっと私今思っているところなので、そこに関してはちょっと私の個人的な意見なので。

耐震のことに限っては、とても心配なところがありますので、そこに関してとても不安を持っていますので、私はちょっと認めるのはどうかなんかというところですよ。

私がそれを認めてしまうと、もし何かあったときに「あなた認めたでしょ」ということになるので、私も責任を負わなくちゃいけない一人になってしまうのですね。

私の意見としてはですね、反対させていただきたいと思っています。

○菅野会長

鷹嘴委員、いかがでしょうか。

鷹嘴委員

前回もいろいろと議論してきて、3点、やっぱりなかなか認めにくいというふうなことで、理由が出されてきた経緯がございます。

今回は3の議事録等が出されたら、決議がなされたということなんですけれども、依然として1の耐震工事はまだ基本設計の段階で、これからそれが上がった後で、実施設計があが

ってくる。その時に、多分、国とか県の補助金がどういう形で財源確保してくかというようなことなんかは議論されるんじゃないかというふうに思います。

それから、県内の少子化が顕著になってきて、やはりどうしても盛岡一極集中になっている状況があるんじゃないかというということで、今回は盛岡南さんと不来方高校さんが統合するような形をとりながら調整していただいているというような状況もございますので、私は前回の指摘されたものがまだ3点のうち2点解決されないで残っているということで、大変申し訳ないですが、やはり賛同しかねるなというふうに考えます。

○菅野会長

他に御意見ございますでしょうか。

天間さん何か御意見等があれば。

天間委員

3月のときから私個人としては特に意見は変わっていないというところで、結論から申し上げるとなかなか承認できないという形になろうかと思います。

一番大きいのはやはりその耐震のところが特に変わっていないと。工事も令和6年度からいうところですので、それで令和6年4月から定員を増やすということに関してはちょっと難しい問題があるのではないかと。

少子化に関してはですね、私個人としてもまだ何ともそこは考えられていないところはあるのですけれども、少なくとも耐震のところは私としてはやはりネックになっていて、承認はできないだろうと。

先ほど少し指摘させていただきましたが、教職員数に関しての数字もですね、3月の頃よりも結局は調べてみると十人程度少なかったというところで、なかなかこれで増やしていくっていうことに対して、より消極的になっているというのが私の意見になる。

○菅野会長

ありがとうございます。

他に委員さん方から何か御意見ございますでしょうか。

前回議論させていただいた1、2以外も含めて、もし、前回の結論と違うというような御意見でもあれば、ぜひちょうだいしたいと存じますが。

特によろしゅうございますか。

(発言なし)

○菅野会長

ないようですので、お諮りを申し上げたいと存じます。

議案第1号につきましては、ただいまの御意見も踏まえ、認可を適当としない旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

また、答申書の文言につきましては、皆さん方から各委員さん方からいただいた意見を踏まえまして、当職において詳細を調整させていただきたいと思いますが、併せてよろしくをお願いしたいと存じます。

よろしゅうございましょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、そのように取り扱わせていただきます。

議案第 2 ～ 4 号 専修学校の目的変更認可について

学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校（盛岡市）

学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校（盛岡市）

学校法人龍澤学館 釜石市国際外語大学校（釜石市）

○菅野会長

次に、議案第 2 号、議案第 3 号、専修学校の目的変更目的変更認可については、関連する諮問事項でございますので、一括して審議をさせていただきたいと存じます。

議案第 2 号及び議案第 3 号について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋私学振興担当課長

それでは議案第 2 号及び第 3 号について一括して御説明いたします。

資料 No. 1 の 6 ページと 8 ページをお開き願います。

学校法人大原学園が設置する大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校及び大原スポーツ公務員専門学校盛岡校の目的変更認可申請について、でございます。

これは、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の商業実務専門課程を大原スポーツ公務員専門学校盛岡校に移管しようとするに伴い、同法人から専修学校の目的変更認可申請がなされたものでございます。

目的変更の内容は、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の学則に定める目的から、簿記会計・税務会計・医療事務等に関する教育を削除し、これを大原スポーツ公務員専門学校盛岡校の学則に定める目的に簿記会計・税務会計・医療事務等に関する教育を加えるものでございます。

商業実専門課程を移管する理由としましては、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の学科を再編し、情報 I T 及びクリエイターに特化した教育を行うためと聞いております。

また、この目的変更に伴いまして、令和 6 年度から学校の名称を、「大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校」は「盛岡情報 I T クリエイター専門学校」に、「大原スポーツ

公務員専門学校盛岡校」は「大原ビジネス公務員専門学校盛岡校」に、それぞれ名称を変更する届出がなされております。

次に、7ページと9ページをお開き願います。各学科の授業時間数及び教員数については、専修学校設置基準を満たしております。

なお、教員の新規採用はないものと伺っております。

次に、校地・校舎についてですけれども、両校は同じ建物を使用しており、現在使用している敷地、建物は、設置基準を満たしております。

最後に、両校の収支予算につきましては、法人から提出された計画において、商業実務専門課程の移管による生徒の増加・減少等をそれぞれ見込んだ収支計画となっております。

以上のことから、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校及び大原スポーツ公務員専門学校盛岡校の目的変更認可については、認可相当と考えております。

説明は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御質問等があればお願いしたいと存じます。

(発言なし)

○菅野会長

では、本件の取り扱いについて、御意見があればお願いしたいと存じます。

(発言なし)

○菅野会長

特になければ本件の取り扱いについてお諮りを申し上げたいと存じます。

議案第2号及び議案第3号について、原案の通り、認可を適当とする旨答申することとさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、そのように取り扱いをさせていただきます。

次に、議案第4号、専修学校の目的変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋私学振興担当課長

議案第4号について御説明いたします。

学校法人龍澤学館が設置する釜石市国際外語大学の目的変更認可申請について、でございます。

釜石市国際外語大学校の設置認可につきましては、本年 3 月 27 日に開催されました令和 4 年度第 3 回私立学校審議会におきまして、認可を適当と認める旨の答申をいただき、本年 3 月 29 日に知事が認可を行ったところでございますけれども、釜石市国際外語大学校の開校が延期となりましたことから、はじめにその経緯等について御説明させていただきます。

資料 No. 3 の参考資料、こちらの 32 ページをお開き願います。

32 ページには、「出入国管理及び難民認定法」及び「同省令」、それから 33 ページ以降にはこれらに基づく日本語教育機関の告示基準がございます。この基準は、専修学校等が外国人に対して日本語教育を行う場合に、授業の内容や教員の資格、生徒の在籍管理など、その学校が満たすべき基準を示したもので、日本語教育機関を開設する際に、法務省の審査を受けて、告示される必要がございます。

県による学校設置認可後の予定では、本年 5 月に告示がなされ、本年 10 月 1 日に開校する流れとなっておりますけれども、本年 5 月に法務省から同法人宛に、授業の内容が難しすぎるなどの理由から告示不相当との連絡があったことにより、日本語学科の開校を延期することになりました。

入学予定であった留学生につきましては、龍澤学館が設置する盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校の日本語学科に現在在籍しており、教職員についても、同学校の教職員として雇用していると聞いております。

なお、今後、当該法人としては、1 年後の令和 6 年 10 月 1 日に日本語学科を開設できるよう、告示にあたっての課題について対応するとのことでございます。

以上が、開校延期となった経緯等になります。

それでは資料 No. 1 の 10 ページをお開き願います。

今回、認可申請がありました釜石市国際外語大学校の目的変更の理由でございますが、文化・教養専門課程に新たに外語観光学科を設置することに伴い、専修学校の目的変更認可申請がなされたものでございます。

目的変更の内容は、外国人に対する日本語教育にとどまらず、地域社会や国際社会の発展に貢献するため、社会情勢に即応できる人材の育成に変更しようとするものであります。

新設する外語観光学科の主な設置理由といたしましては、設置者である学校法人龍澤学館と釜石市が連携協定を締結しており、地元の高校生等が地元に着定できる学科の開設について、市から強い要望もあり、今回の申請に至ったとのことでございます。

新たに設置する外語観光学科は、修業年限は 2 年、入学定員は 40 人で、総定員は 80 人となっており、英語や観光マネジメントなどの教育を行う予定でございます。

次に、資料 11 ページをお開き願います。

授業時間数は、2 年間で約 1700 時間となっており、設置基準を満たしております。

教職員については、法人内での異動により対応するとのこと、新規採用はないものと伺っております。

教員につきましては、校長を含め、両学科合わせて、専任教員 7 名、兼任教員 8 名となっており、設置基準を満たしております。

続いて、校地・校舎については、釜石市から学校法人龍澤学館に、長期に無償貸与することになっており、教育上支障がないことを確認しております。

また、校舎面積は約 2036 平米であり、専修学校設置基準の 500 平米以上を満たすものがあります。

最後に、収支予算につきましては、法人から提出された計画におきまして、外語観光学科及び日本語学科合わせて、表に記載の通り見込まれております。

以上のことから、釜石市国際外語大学の目的変更認可については、認可相当と考えております。

説明は以上であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいですか。

では、本案件の取り扱い等について、御意見を賜ればと思います。

○和田委員

3月の審議の時も御意見申し上げましたけれども、県の方では、これ大丈夫だっていうことで説明だと思えますけれども、カリキュラムが難しすぎるっていうふうなことになるんじゃないですか、みたいなどころを見込んで調べないんですか。

○高橋私学振興担当課長

県の審査の方では、この専修学校の目的を達成する最低限の基準を満たしているかどうかという観点から、審査しておりますけれども、法務省の方で審査する事項というのは、留学生を受け入れた際にですね、真に勉強する目的で、日本に来て充実した教育内容を受けられるかという観点から審査しておりますので、ちょっと審査のポイントが違っておりましたので、その辺で法務省の方の告示の審査が通らなかったということでございます。

○和田委員

3月にも申し上げましたけれども、外国人の留学生に対して日本語を教えるのであれば、外語大学校という名前は絶対におかしいと、私申し上げました。だけれども、まあ大丈夫だみたいなことになって、認可の方向で行ったんですけど。

結局、今度はこの外語観光学科ができて、これは日本人が入るんですよ。

最初のあれと随分違うようなんですけれども、この辺のところは、どのように判断していけばいいのかなと思います。

○高橋私学振興担当課長

留学生に対しては日本語を教え、外語観光学科の方については、日本人を対象に観光マネジメントと教えつつ、英語などの外国語も教えるということで、その辺では大丈夫だと

思っております。

○和田委員

一番最初は、外国人留学生に対して日本語を教える学校を作るんだということだったんですけれども、随分、最初の目的と、違ってるような気がしますけども。

この辺のところはいかがなものですか。

○本多学事振興課総括課長

先ほど高橋の方から議案の説明でも申し上げました通り、もともとはこの学校法人龍澤学館さんと釜石市と連携協定を締結してたというのがベースにございまして、もともと外国人だけではなくて、この学科の検討も進めていたところではあったんですけれども、ただこの日本語学科以外の学科の設置については、時間がかかるということで、先に外国人を対象とした学科を申請して、それを承認したという流れになっています。

後からこういうこともやったらいいんじゃない、ということではなく、もともと考えていたものではあるんですけれども、日本人を対象とした方は準備に時間がかかるということで、先に外国人を対象にしたものを申請したということです。

○和田委員

日本人を対象としたものは時間がかかるということですが、もうすぐできるんですか。来年から。

時間がかかってないような気がします。

○本多学事振興課総括課長

こちらについては、4月1日からということでの申請となっております。

○和田委員

時間がかかるっていうのに、あまり時間がかかっていないような気がします。

○本多学事振興課総括課長

時間がかかるっていうのは、外国人の学科と比べて時間がかかるということで、それで時期がずれたということで伺っております。

○高橋私学振興担当課長

もともと日本語学科の方も外語観光学科の方も、どちらも最初から設置する予定ではあったのですが、最初に手続きが進んでいた日本語学科の方を最初に開設したということでございます。

○菅野会長

他にございますでしょうか。

はい、西川委員さん。

○西川委員

外語観光ですと、英語や観光マネジメントとかの専門的な教員が必要だと思いますが、もともと用意されていたのでしょうか。

○高橋私学振興担当課長

教員につきましては、龍澤学館の別の専修学校の方で、今教員としている方を法人内で異動させるという形で対応する予定と聞いております。

○西川委員

わかりました。

あとは意見なんですけれども、この目的が現行でしたら、日本語教育だけでこれでわかりやすかったんですけれども、変更後ですと、まあ私の個人的な意見なんですけれども、一見してちょっと曖昧な内容になっていて、じゃあ何をしたいんだろうっていうのがはっきりわからなかったです。

日本語プラス外国人に対する日本語教育と、高校生に対する外語観光学科、両方育てたいっていう言い方だったらわかりやすかったと思うんですけれども、ちょっと一読してわかりづらかったというのが個人的な感想です。

○菅野会長

他にございますでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

では、本件の取り扱いについてお諮りを申し上げたいと存じます。

事務局からの提案では、原案の通り認可を適当とする旨の話がございました。

議案第4号については、原案の通り、認可を適当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

何か反対の御意見等ございませんでしょうか。

○和田委員

委員の中に、反対の人がいましたという付帯意見をつけることはできないのでしょうか。

○菅野会長

審議の記録として残りますので、反対ということであれば、御意見として申し上げていただければと思います。

○和田委員

さっき申し上げましたので。

○菅野会長

それでは反対ということで。

○和田委員

はい。

○菅野会長

では、反対の御意見がありましたので、恐縮ですが、本取り扱いについての採決をさせていただきますと思います。

事務局からの提案は、認可を適当とする旨のお話がございましたので、まず認可を適当とすることについて、賛成の委員さんの挙手をお願いいたしたいと存じます。

(挙手多数)

○菅野会長

挙手多数でございますので、議案第4号については、認可を適当とする旨答申することをさせてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございました。

以上で、審議事項は終了させていただきまして、次に報告事項に移らせていただきます。

○本多学事振興課総括課長

ちょっと発言よろしいでしょうか。

○菅野会長

どうぞ。

○本多学事振興課総括課長

先ほど、議案第1号の審議の中で、天間委員の方からも、教員の数について、免許との関係について、人数が減ったことということについて御発言いただきましたけども、事務局からの説明について若干補足させていただきたいと思います。

○本正特命課長

補足して説明いたしますと、申請書に教職員調書というものをつけていただいて、その挙証資料として教員免許をつけていただくことになっていたんですけども、教員免許がついてなかったものですから、補正として教員免許つけてくださいというふうにお願いしました。

その結果として、教員調書がつけられてきまして、最終的に盛岡誠桜さんから出された教員調書に基づいて、資料の方の5ページを作成させていただいておりまして、免許と突

合をしなかったというふうな説明をしてしまったので、そこはちょっと私の誤解でして、免許がついてなかったなので、つけるように補正指示したところ、最終的にこの資料の通りの形で教育調書が出されて、それが資料になったというのが正しい事実でございます。

(3) 報告事項

○菅野会長

では進行させていただきます。

次に報告事項に移らせていただきます。

報告事項1 令和4年度第3回私立学校審議会における諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田主任主査

それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料No.2、報告事項資料の1ページをお開きください。

令和4年度第3回私立学校審議会における協議事項について、でございます。

本年3月27日に開催されました、令和4年度第3回の審議会におきまして、御審議をいただきまして答申いただいた1から3の案件につきましては、それぞれ資料に記載の日付で認可をいたしましたので、御報告いたします。

また、本日、先ほどの議案第1号、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更認可に係る審議の際に御説明差し上げたとおり4の高等学校の収容定員変更計画については、令和5年3月29日付で、収容定員変更計画を了承しない旨通知いたしましたので、御報告いたします。

通知の内容につきましては、先ほど説明した通りですので、割愛させていただきます。

以上で報告事項1についての説明を終わります。

○菅野会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問等あればお願いいたしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

ないようであれば、次に報告事項の2、令和5年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について、事務局から報告をお願いいたします。

○吉田主任主査

それでは続きまして、お手元の報告事項資料の2ページをお開き願います。

令和5年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について、でございます。

初めに、この協議会の内容について申し上げますと、この協議会は、全国私立学校審議会連合会という組織がございまして、その各地域ブロックごとに分かれている支部の協議会でございます。

全国私立学校審議会連合会は、各都道府県私立学校審議会相互の連絡を密にすることによって、各私立学校審議会の運営を円滑にし、もって私学教育の振興と、健全な発達を期することを目的として、昭和 25 年に設立されたものでございます。

行っている事業としましては、私立学校審議会のあり方及び運営についての研究協議、諸法令基準に関する研究、各都道府県審議会相互の情報交換、委員功労者に対する表彰などを行っているものでございます。

北海道・東北支部の協議会につきましては、今年度は本県で開催予定でありましたが、各道県の意向を踏まえまして、昨年度と同様に書面開催とし、各道県から提出された議題について、書面で回答する形で実施したところでございます。

議題は資料 1 に記載の通りでございます。

それぞれの概要についてであります、

(1) の「私立学校の新設及び定員増の認可に係る対応について」は、少子化の進展等、私学教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、学校の新設や、定員増に係る各道県の対応について意見を交わしたものでございます。

(2) の「私立学校審議会委員（学識経験者）の選任基準等について」は、各道県における審議会委員の選任基準や選任分野等について情報交換を行ったものでございます。

(3) の「私立学校法改正に伴う学校法人への指導・助言について」ですが、こちらは令和 7 年 4 月に施行される私立学校法の改正に関する学校法人への説明会等の実施状況について、情報交換を行ったものです。

(4) の「幼稚園の収容定員について」は、幼稚園が収容定員の基準を満たさなくなった場合の対応について意見を交わしたものでございます。

(5) の「通信制課程の設置認可に係る生徒確保の見込み及び関係地域からの理解について」は、通信制課程の設置認可あたり、各道県において、どのように審査、確認を行っているか等について情報交換を行ったものでございます。

なお、今、概要をお話いたしました、支部協議会における協議内容等の詳細につきましては、事務局において資料に取りまとめ、後日、改めてお送りしますので予め御了承願います。

次に、資料の 2 「全国私立学校審議会連合会総会提出議案について」であります、例年、総会に合わせて開催される専門部会において、各支部から提出された議題について協議を行っているところであり、今回、北海道・東北支部からは、各道県の意見を踏まえ、先協議会のうち、(1) の「私立学校の新設及び定員増の認可に係る対応について」を、専門部会の議題として提出することとしたものでございます。

なお、今年度の総会は来月、福島県で開催されることとなっております。

最後に、資料の 3 「次期開催県について」であります、来年度の北海道・東北支部の協議会は、これまでの順番によりまして、秋田県とされましたので、御報告いたします。

説明は以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御質問等あればお願いいたします。

(発言なし)

(4) その他

○菅野会長

よろしいですか。

以上で報告事項を終了させていただきまして、次にその他ですが、事務局から何かございますか。

○本多学事振興課総括課長

特にございません。

○菅野会長

委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(発言なし)

5 閉 会

○菅野会長

ないようであれば、これをもって、本日の会議を終了させていただきます。

御協力をいただきまして大変ありがとうございました。